

## 社会福祉法人都台福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人都台福祉会の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (役員及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。尚、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。尚、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬は支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。尚、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬は支払わないものとする。

4 交通費の支払は、社会福祉法人都台福祉会旅費規定による。

### (役員及び評議員の勤務報酬)

第3条 理事長が法人の事務所（法人が設置経営する事業所をいう）（以下、「法人及び事業所」という）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

4 監事が法人及び事業所の監査の業務、その他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、社会福祉法人都台福祉会旅費規定に基き旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

### (重複支給の防止)

第5条 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

### (報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は、通貨により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。

2 報酬の支払いに際しては、所得税法令に定められた額を控除する。

(改廃)

第7条 本規程は評議員会の決議を経て、改廃することができる。

(附則)

この規定は、平成30年6月14日より施行する。

この規定は、令和3年2月1日に遡及して施行する。

別表1

名 称	報 酬 (日額) (税控除済)
理事会出席報酬	5,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円

別表2

名 称	報 酬 (日額) (税控除済)
理事長業務報酬	5,000 円
理事及び評議員業務報酬	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円